

最低小売価格 商慣習法（TPA）

商慣習法である Trade Practice Act（TPA）では最低小売価格の強要を禁じております。

バタ・シュー会社（バタ）は靴の製造、輸入及び卸しを専門に扱っておりました。バタは大手小売店チェーンであるウールワースに製品を卸すことを拒否致しました。

連邦政府機関は TPA 第 9 6 条（6）項で禁じた最低小売価格の強要を犯したとしてバタを訴訟致しました。

バタ側の弁護は、ウールワースはバタの基準に適合する十分な設備及びアフター・セールスに欠けていた為、販売を中止したと証言致しました。

バタと契約のあつた営業代理店の法定証言は、ウールワースに対して小売価格を別の小売店チェーンであるゴウーイングの小売価格に合わせる様強要した旨の証言でありました。

この証言に対してバタ側の弁護は、この営業代理店はあくまでも代理店でありバタを代表して交渉する権限は代理店には無いと弁護致しました。

しかし、裁判所は TPA 上の代理店の意義を拡大解釈し連邦政府機関の申し出を認めました。

詳細は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一
アドバンテージ パートナーシップ法律事務所
(02) 92217555
legal.one@advantagepartnership.net
www.advantagepartnership.net